

# 評議員会開催規程

制定 1999年 6月 1日  
改訂 2007年 7月28日  
改定 2013年 7月28日  
改定 2017年11月30日

## （目的）

第1条 評議員会は、公益財団法人神奈川県スキー連盟の定款第15条から第22条の定めにより開催する。

## （評議員の職務）

第2条 評議員会は、定款第16条に定める事項について決議する。

## （招集）

第3条 評議員会の招集は、定款第17条、第18条の定めにより招集する。

- 2 定時評議員会を招集するときは、14日以前に日時・会場を通知し、7日以前に議案を送付しなければならない。ただし、そのほか必要がある場合、理事会決議に基づき会長が招集するときはこの限りではない。
- 3 評議員会に出席する評議員の旅費は加盟団体の負担とする。
- 4 評議員が、評議員会の招集を請求する場合は、定款第18条2項の定めにより行う。その場合、定款第18条1項により、会長は理事会決議に基づき臨時評議員会を招集する。

## （会議の構成）

第4条 評議員会は、評議員、理事及び監事をもって構成し、議長は定款第19条により定める。

## （成立）

第5条 評議員会は、定款第20条の定めにより、評議員の過半数が出席しなければ、開催することができない。なお、委任は認められない。

## （決議）

第6条 評議員会の議事は、定款第21条1項に定める過半数をもって決定する。但し、定款第21条2項、3項に関しては、その定めるところによる。

## （提案）

第7条 加盟団体が評議員会に提案する事項があるときは、当該加盟団体が選出した評議員を通じて、その議案並びに内容を評議員会開催の1ヶ月前までに、会長あてに提出しな

ければならない。

（動議）

第8条 評議員会において評議員が緊急に動議を提案するときは、その扱いは議長に委ねる。

（規程の改廃）

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議による。